

大阪版BID制度の検討

■ エリアマネジメントの展開イメージ

第1段階

■ 地元まちづくり組織による自主的な維持・管理

地権者等で構成した会員組織が、協定に基づいて負担金を徴収し、基盤施設の維持管理などを自主的に実施。

⇒ 『グランフロント大阪TMO』
『西梅田地区』
『大阪ビジネスパーク地区（OBP）』 等で実施

第2段階

■ 現行法を前提とした大阪版BID制度の創設

- ・地元まちづくり組織は公物管理者等との協定に基づいた事業計画と収支計画を策定（行政が認定）
- ・行政は地方自治法に基づく分担金を地権者等から公平・公正に徴収して、地元まちづくり組織に活動資金として交付
- ・現在、まちづくり組織への寄附金にかかる税優遇と組織の活動財源の法制化を国家戦略特区に提案中

第3段階

■ BID法の制定と日本版BID制度の創設

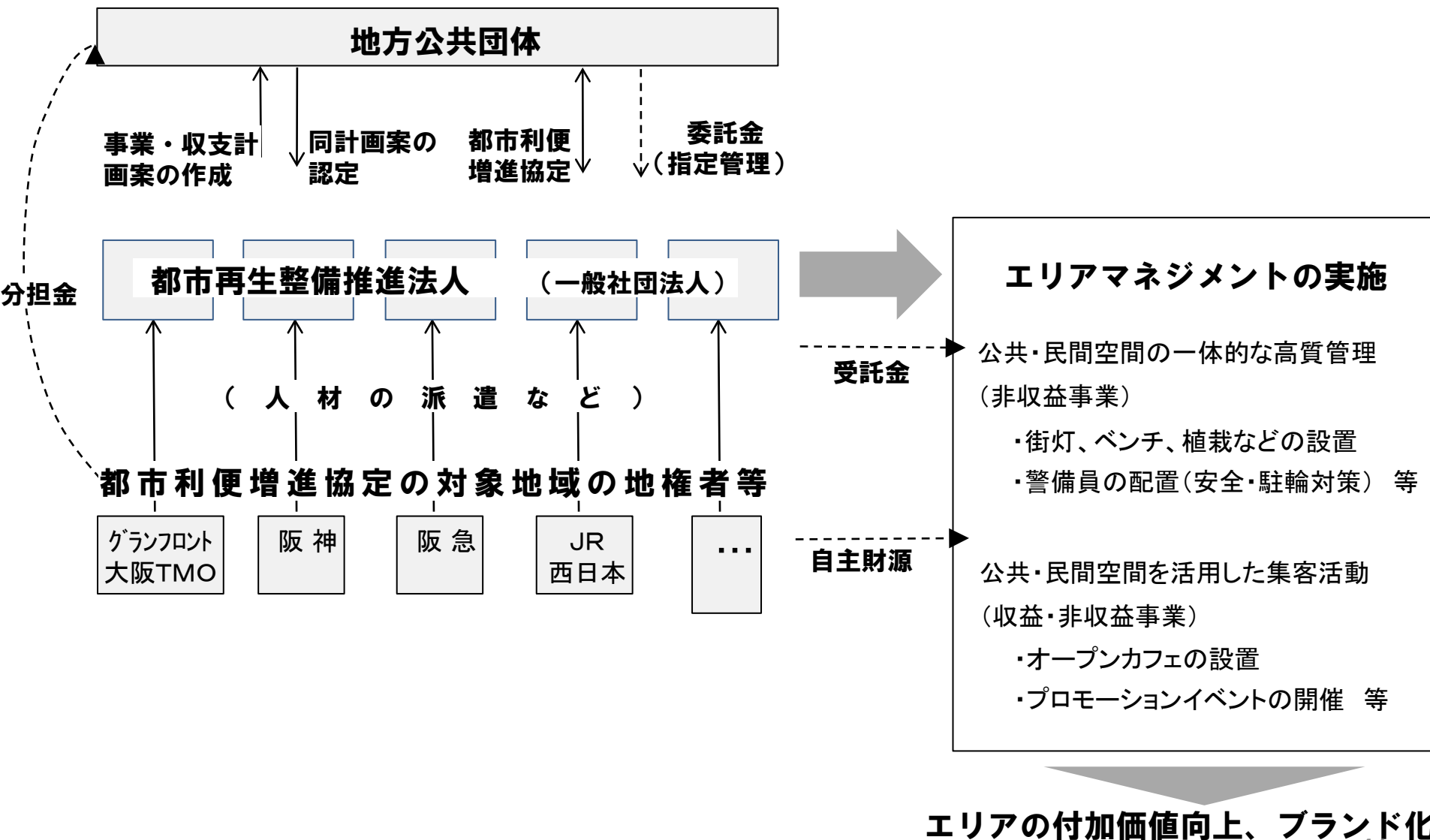
本格的にBID制度を導入するため、地域発意のエリアマネジメントを展開する新たな法制度を創設。

- ・BID活動の公益性・公共性の認定と、それに基づくBID団体への税優遇の強化、公権限の委譲
- ・環境・エネルギー、プロモーション等にも用途が開かれた BID税制の創設

大阪版B I D制度(第2段階)

大阪駅周辺地区における大阪版B I D制度の実施イメージ

(※検討途上のイメージであり確定したものではなく、今後変更の可能性あり)



■BID制度創設に向けた検討状況

【大阪版B I D制度検討会 委員名簿】

(50音順 敬称略)

氏 名	役 職
小 林 重 敬 (座長)	東京都市大学都市生活学部 教授
青 山 公 三 (座長職務代理)	京都府立大学公共政策学部 教授
占 部 裕 典	同志社大学大学院 司法研究科長
嘉 名 光 市	大阪市立大学大学院工学研究科 准教授
橋 爪 紳 也	大阪府立大学21世紀科学研究機構 教授
保 井 美 樹	法政大学現代福祉学部 教授
竹 内 廣 行	大阪府住宅まちづくり部 理事

事務局：大阪市都市計画局

【大阪版B I D制度検討会 開催経過】

平成25年8月9日(金) 第1回検討会 開催

平成25年8月22日(木) 第2回検討会 開催

平成25年11月(調整中) 第3回検討会 開催予定

大阪版 B I D 制度 (第 2 段階)

【基本スキーム】

制度の要素項目		BID 条例 (既存制度の活用)
BID 団体の公共的位置付け		都市再生特別措置法で定める「都市再生整備推進法人」制度を活用
活動財源の確保	BID 団体の税優遇	BID 団体は、一般社団法人からスタート
	BID 税の徴収・交付	都市再生特別措置法で定める「都市利便増進協定」制度の活用を前提とし、地方自治法で定める「指定管理者制度」「分担金制度」をパッケージ的に活用
公共的空間の活用	公物管理	
	公共空間等の活用	公開空地等の活用を都市利便増進協定に位置づけることを可能とする前提のもと、その活用に係る規制緩和を BID 条例にパッケージ的に取り込む、あるいは別途条例で定める

【国家戦略特区による要望】

①BID団体への寄附にかかる税制優遇

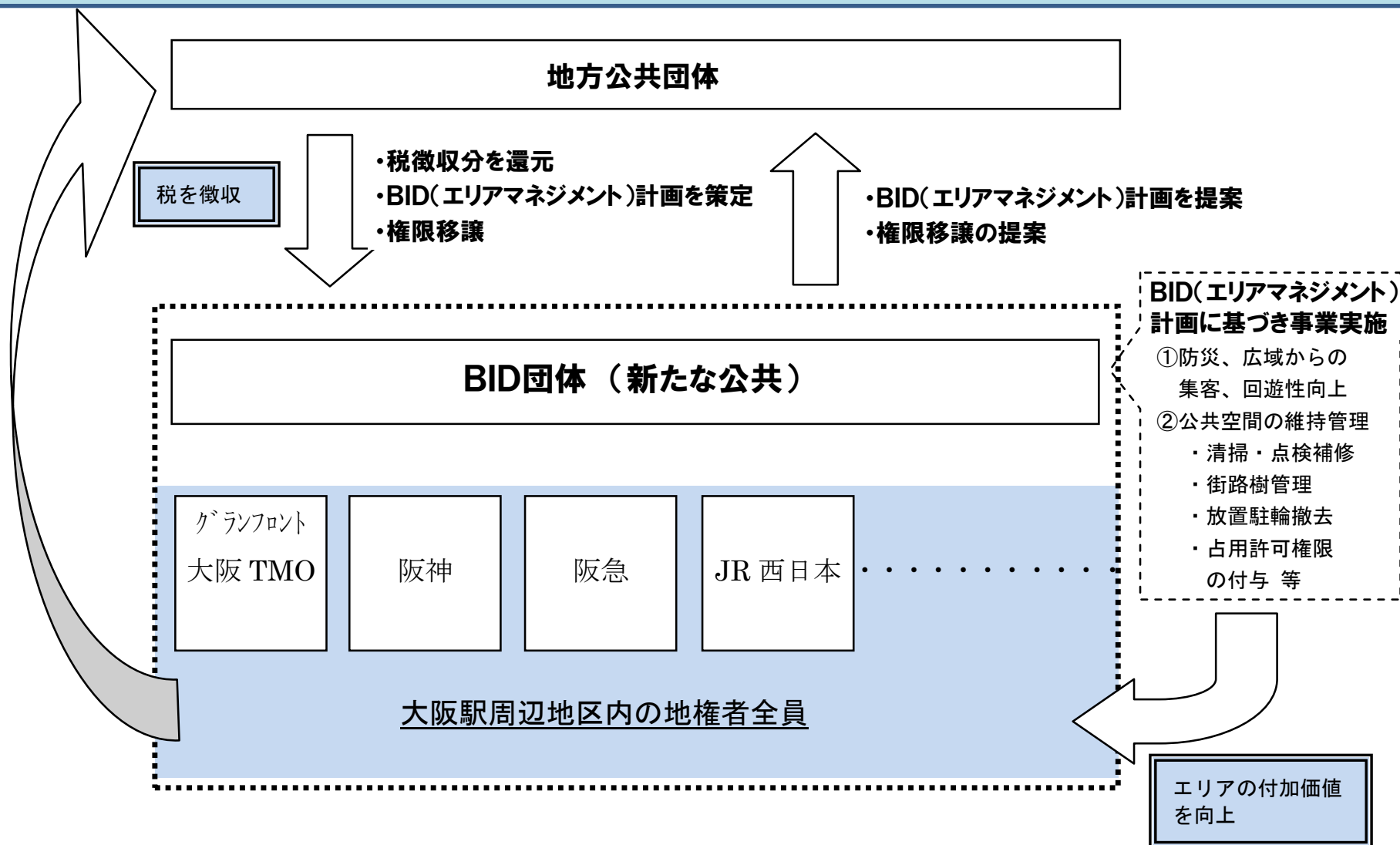
法人から都市再生整備推進法人への寄附金(都市再生整備推進法人の営利事業からの「みなし寄附」を含む)が税額控除されるよう、都市再生整備推進法人を「公共法人(法人税法2条5項)」あるいは「公益社団法人(公益認定法2条)」とみなす規定を都市再生特別措置法73条に追加する。

②BID団体の活動財源の確保

法的な権限のもとで財源を確保できるよう都市再生特別措置法における「都市利便増進協定」(法72条の3)に財源の規定を追加する。

大阪版 B I D 制度 (第 3 段階)

【将来】 大阪駅周辺地区全体での『大阪版BID』イメージ



大阪版 B I D 制度 (第 3 段階)

【将来像として目指すべき「日本版BID制度」のイメージ】

○都市計画法等において、まちの持続的管理・発展に資するエリアマネジメントを、明確に位置づける。



○その上位法による位置付けのもと、国法としてのBID法を制定し、「日本版BID制度」の普及に繋げる。

○BID法では、地方における取り組みの促進に活用できる、以下の事項を定める。

- ①BID活動の公益性・公共性の認定と、それに基づくBID団体への
税優遇の強化、公権限の委譲
- ②環境・エネルギー、プロモーション等にも使途が開かれたBID税
制の創設